

航空・海上無線通信委員会報告(広域マルチラテレーションシステムの無線設備に関する技術的条件)(案)に対する 意見の募集に提出された意見及びそれに対する委員会の考え方

※ 意見募集期間:平成 25 年 10 月 12 日～平成 25 年 11 月 11 日

意見提出者 : 個人1名

御意見	意見に対する考え方
<p><該当箇所></p> <p>○報告(案) 10 ページ</p> <p>IV 審議概要</p> <p>2. 2 ICAO における検討状況を踏まえた我が国の電波法関係規定への反映に対する考え方</p> <p>② 能動型MLATシステムによるATCTランスポンダ占有率の明確化</p> <p>○報告(案) 17 ページ</p> <p>別紙3 国際民間航空条約第 10 付属書第 88 改訂に係る ANEX10 Vol.IV</p> <p>CHAPTER6.Multilateral Systems の変更箇所②</p> <p>○報告(案) 14 ページ</p> <p>V 審議概要</p> <p><意見内容></p> <p>本件報告案 IV 2. 2 ②についてですが、別紙3にある更新 ANNEX(案)6. 3. 4では、「cause」や「impacted」といった文言が加えられています。</p> <p>したがって、「占有」には、機能的なもの、設計上意図されたもの及び正常なものだけでなく、誤作動や混信等の機能を有しないもの、非意図的なもの及び異常なものも含むものであることを反映させるべきだと思います。</p> <p>なお、同案 V がいう「別添」が見当たらなかったため、これについては、検討していません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本委員会では、国際民間航空機関(ICAO)における検討を踏まえ、技術的条件を検討しました。</p> <p>本システムは航空機の安全運航に係るものであり、ICAO においては「誤作動や混信等の機能を有しないもの、非意図的なもの及び異常なもの」にあたる事象が発生することを前提に規定はしておらず、従来、運用の結果により誤作動や電波干渉による性能低下が認められた場合は、関連規定の改訂が行われています。</p> <p>そのため、報告(案)の内容は案のとおりとさせていただきます。</p>